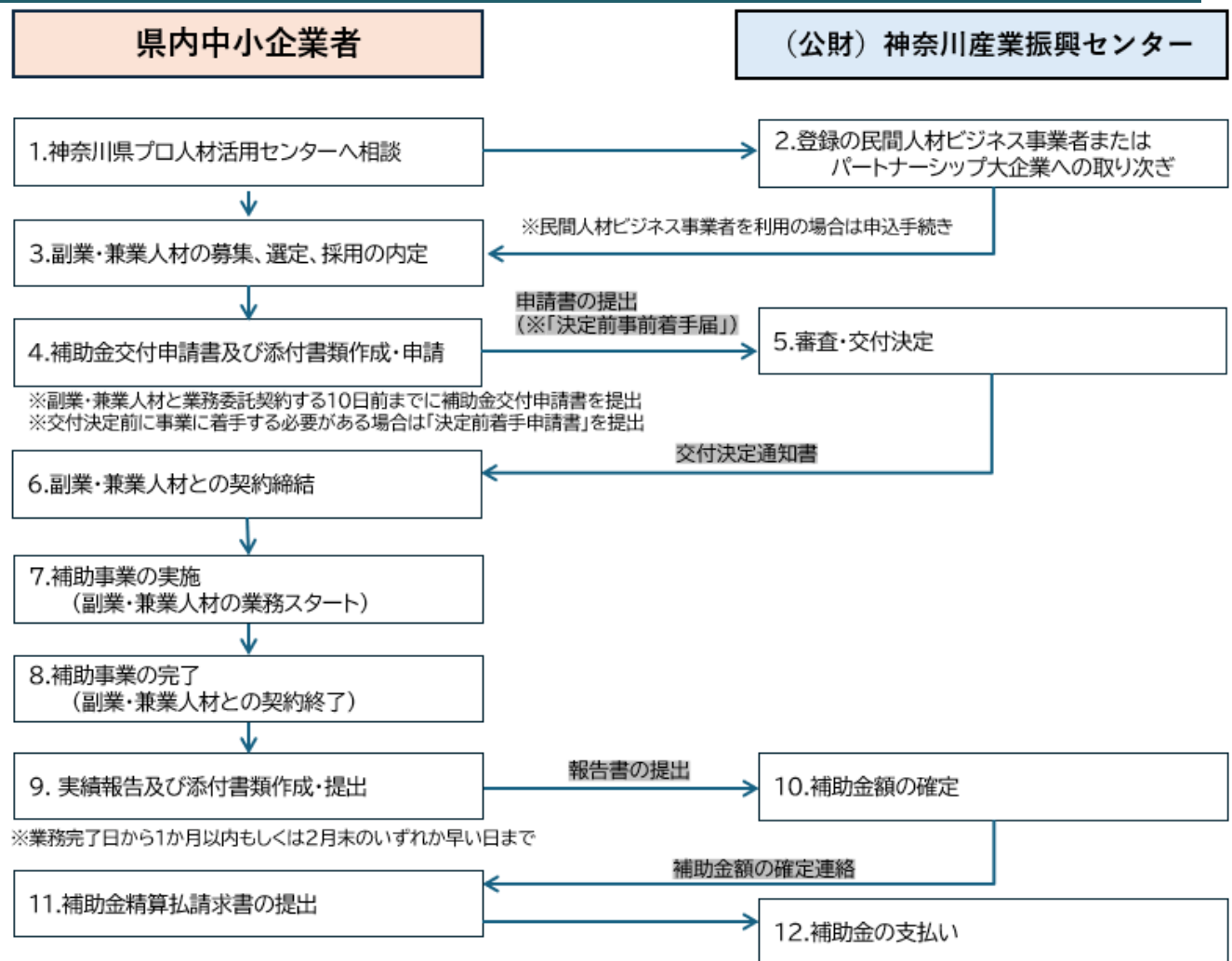


1. 補助金交付までの流れ



2. 募集要件

① 補助事業者(対象者)

交付の対象となる事業者は次の各号すべての要件を満たす者

- (1) 過去にセンター及び内閣府が各道府県に設置するプロフェッショナル人材戦略拠点の支援を受けて、副業・兼業人材の活用を行ったことがない**県内中小企業者***
- (2) 県税に未納がないこと
- (3) 事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがないこと
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと
- (5) 事業を営むに当たって関連する法令、条例等を遵守していること

***県内中小企業者とは**

県内に事業所を有する、中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する者。[別表A]に該当する会社及び個人

ただし、次のいずれかに該当する者は除くものとする(みなし大企業は対象外です)

- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している県内中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している県内中小企業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている県内中小企業者
- エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している県内中小企業者
- オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている県内中小企業者
- カ 交付申請時点において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える県内中小企業者

[別表A]

業 種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900 人以下
卸売業	1億円以下	100 人以下
小売業	5千万円以下	50 人以下
サービス業(下記の3業種を除く)	5千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300 人以下
旅館業	5千万円以下	200 人以下

② 補助対象経費・補助率・補助限度額

*令和 8 年 2 月 27 日(金)までに支払いを完了したものに限りします。(当該年の 2 月末日がセンターの休日に当たるため)

補助対象経費	補助の要件	補助率	補助限度額				
ア.民間人材ビジネス事業者へ支払う紹介手数料	●神奈川県プロ人材活用センターに登録の民間人材ビジネス事業者の紹介に限る。 ●広告掲載型等で採用前に発生する料金は対象外。	10 分の 8 以内	500 千円				
イ.副業・兼業人材に支払う報酬	●契約期間は 5か月を超えないもの 。 ●事業主又は役員の三親等以内の親族を副業・兼業人材として活用する場合は補助対象外。						
ウ. 副業・兼業人材が、神奈川県内の用務地を実際に訪れて業務を行う場合に、補助事業者が負担した交通費及び旅費	副業・兼業人材が補助事業に従事するため用務地(神奈川県内に限る)まで、公共交通機関で移動する際の交通費及び宿泊する際の旅費。 ただし、以下の経費は対象外。 ①グリーン車、ファーストクラス等の特別に付加された料金 ②社用车、自家用車、レンタカー、カーシェアでの移動に要した経費(有料道路利用料、駐車場代を含む) ③旅行代理店の手数料 ④取消料、キャンセル料 ⑤振込手数料、代引手数料 ⑥旅行傷害保険料 ⑦消費税及び地方消費税 ⑧入湯税 算定は、(公財)神奈川産業振興センター旅費規程の例に基づき、経済的かつ合理的な経路及び方法により算出した額又は実費のいずれか低い額を上限とする。 ただし、補助事業者の旅費規程等で定めがある場合は、この限りとししない。(根拠書類の提出を条件とする) ◆宿泊料について◆ (公財)神奈川産業振興センター旅費規程の定めにより上限は以下のとおりとなります。 <table><tr><td>宿泊地</td><td>横浜市・川崎市・相模原市</td><td>その他</td></tr><tr><td>上限額</td><td>13,000 円 (税抜:11,818 円)</td><td>11,700 円 (税抜:10,636 円)</td></tr></table>			宿泊地	横浜市・川崎市・相模原市	その他	上限額
宿泊地	横浜市・川崎市・相模原市	その他					
上限額	13,000 円 (税抜:11,818 円)	11,700 円 (税抜:10,636 円)					

※注意事項※

- いずれの費用も、領収証等の根拠書類の提出が条件となります。
- 各種ポイントやクーポン、マイレージ等を利用して支払われた場合は対象外となります。
- 消費税が明記されていない場合でも消費税相当額 10%を除いて算定となります。
- 交付決定前に支払った費用については補助対象となりません。

3.募集期間

令和 7 年 5 月 12 日(月)～令和 7 年 12 月 26 日(金)まで

※予算の上限に達した場合、募集期間内に締め切ることがあります。

4.交付申請について

副業・兼業人材と業務委託契約する10日前までに申請書類一式を、メールまたは郵送にてご提出ください。

*提出された申請書類等は、返却しませんので予め御了承ください。

*国、地方公共団体、その他団体が交付する他の補助金の交付を受けている又は将来交付を受けることが確定しているときは申請できません。

【提出書類】 各 1 部ご提出ください

○「神奈川県副業・兼業人材活用補助金交付申請書(第1号様式)」

=添付書類=

- (1) 事業計画書・収支予算書(第1号様式 別紙1-1 別紙1-2)
- (2) 紹介手数料の額が確認できる書類の写し(民間人材ビジネス事業者発行のもの)
- (3) 副業・兼業人材の活用に係る契約または内容が確認できる書類(委託契約書等)の写し
- (4) 誓約書(第1号様式 別紙2)
- (5) 役員名簿(法人の場合)(第1号様式 別紙3)
- (6) その他理事長が必要と認める書類

5.事前着手について

補助事業の着手は交付決定後となるため、交付決定日以前に支払った費用は補助対象になりません。ただし、補助金の交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した「神奈川県副業・兼業人材活用補助金交付決定前着手申請書(第2号様式)」に必要な書類を添付して提出ください。(承認の可否を通知)

*着手から補助金交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更はできません。

*着手から補助金交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で補助事業に着手してください。

6.変更、中止、廃止について

申請した内容について変更、中止、廃止を行う場合は、「神奈川県副業・兼業人材活用補助金変更(中止、廃止)承認申請書(第3号様式)」に、その内容及び理由を記載しご提出ください。

7.取り下げについて

申請の取り下げを行う場合は、交付決定の通知を受けた日から 10 日以内にご連絡ください。

8.実績報告について

補助事業が完了した日から起算して**1か月を経過した日**又は**令和 8 年 2 月 27 日(金)**(当該年の 2 月末日がセンターの休日に当たるため)までに実績報告書類一式を、メールまたは郵送にてご提出ください。

【提出書類】 各 1 部ご提出ください

○「神奈川県副業・兼業人材活用補助金事業実績報告書(第5号様式)」

=添付書類=

- (1) 事業実績書・収支報告書(第5号様式 別紙1-1 別紙1-2)
- (2) 紹介手数料の額が確認できる書類の写し(民間人材ビジネス事業者発行のもの)
- (3) 副業・兼業人材の活用に係る契約または内容が確認できる書類(委託契約書等)の写し
- (4) 補助対象経費を支払ったことを証する書類(振込受領書、領収証等)

*路線バスや普通列車等を利用し領収証が発行されない場合は、旅費を計算できる資料(経路検索ソフトによる旅費・経路の検索結果ページの写し等)を添付し、補助事業者が支払いをしたことがわかる書類及び副業・兼業人材が支払い又は受領したことのわかる書類の双方を提出してください。

- (5) その他理事長が必要と認める書類

9.補助金の支払い

補助金額の確定後、「神奈川県副業・兼業人材活用補助金精算払請求書(第6号様式)」を提出のうえ、補助金の支払いを受けてください。

10.その他

- 補助金の交付にあたっては、その他要件がありますので、詳細についてはお問合せください。
- 補助事業にかかる収支を明らかにした書類を整備し、補助事業の完了の日の属するセンターの会計年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しなければなりません。
- 補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、法令を遵守し適正な管理をし、補助事業の目的以外に利用してはならない。機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

11.提出先・お問合わせ先

神奈川県プロ人材活用センター ((公財)神奈川県産業振興センター)

〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル 4階

☎ 045-633-5008

✉ prohojyo@kipc.or.jp

※申請についての詳細は上記までお問合せください。